

「横浜市立常盤台小学校・いじめ防止基本方針」

令和8年 2月 改定
横浜市立常盤台小学校

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等発見する。互いに認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指し伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子ども生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

学校、保護者、地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめの未然防止や早期発見、適切な対応によって、児童が安心して生活することのできる学校づくりを目指すため。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

- ・「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成員は次のようにする。
校長、副校長、教務主任、主幹教諭、児童支援専任、当該児童の担任及び学年主任、養護教諭
- ・教務会、児童指導支援委員会等においても事案に応じた対応協議を行う。
- ・必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・いじめ及びいじめの疑いがある段階で、上記構成員のもと直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。また、全職員参加による「学校いじめ防止対策委員会」を月1回以上、定期的に開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在や活動を児童及び保護者に周知する。

(3) 委員会の活動内容

・ いじめの未然防止（学校風土づくり、授業改善、自己有用感の醸成）

児童一人ひとりが、「他者に必要とされている」「他者の役に立っている」「相手から認められている」という実感をもつことができるように、授業や行事等の中で活躍できる場面を作り出していくようにする。また、そのために職員が研修を深め、児童全員が活躍できる授業づくりに努める。自分が認められ、他者を認めることのできる「いじめの生まれにくい学校風土づくり」を進めていくこととする。

・ 早期発見・早期対応（いじめを見逃さないための体制強化、相談体制の充実）

各学年の気になる児童の様子、専科の先生の授業での児童の様子、保健室での児童の様子などについての情報を伝え合い、組織的に対応していくようにする。児童の些細な変化に気づき、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応することができるよう努める。また、児童の変化に気付くために、保護者から家庭での気になった様子はないかを積極的に聞いたり、地域の方から通学時の様子を教えていただいたりできるような相談体制を築けるよう、普段からの関係づくりに努める。

・ 適切な対処・措置（児童・保護者への指導・支援、関係機関との連携強化）

関係諸機関の担当者と日頃から顔の見える関係を築いておくことに努め、迅速で円滑な連携を図ることができるようにする。

・ 取組の検証

学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

3 いじめ未然防止及び早期発見・事案対処

(1) いじめ未然防止への取組

・ 子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の活用

（年2回アンケートを実施、活用します。）

・ 道徳科や特別活動などの授業づくり、集団づくりについて職員が研修を深め、よりよい学級・学年の風土づくりに努める。

・ 人権週間（12月上旬）に各クラスで道徳の授業を通して人権について話し合い、話し合いの内容を学年ごとにまとめ、学年の掲示板等で全校に発信するなどの取組を行う。

・ インターネットを通じたいじめへの対処及び、情報モラルの推進として、専門知識を有する外部講師等を活用した「SNS安全教室」を実施していく。

・ 全児童を対象に、個人面談を実施する。（教育相談を含む。）

・ 全児童の主体的な取組への支援（常小子ども会議の取組等を通じて、児童がいじめについて、主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動できるようにする。）

・ 道徳教育等を通して、多様な他者の存在に気づき、それを受け入れられる態度を育む。

・ SCやSSWと連携した定期的な教育相談の実施を行う。

・ いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを行う。

（チーム学年経営・チーム担任制・児童支援専任を交えた学年連携）

(2) いじめの早期発見

- ・職員会議、学年研究会などを通して、職員間の児童についての情報の共有を推進し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりに努める。
- ・学校生活アンケートを定期的に行う。
- ・全市一斉アンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）を5月、12月に行う。

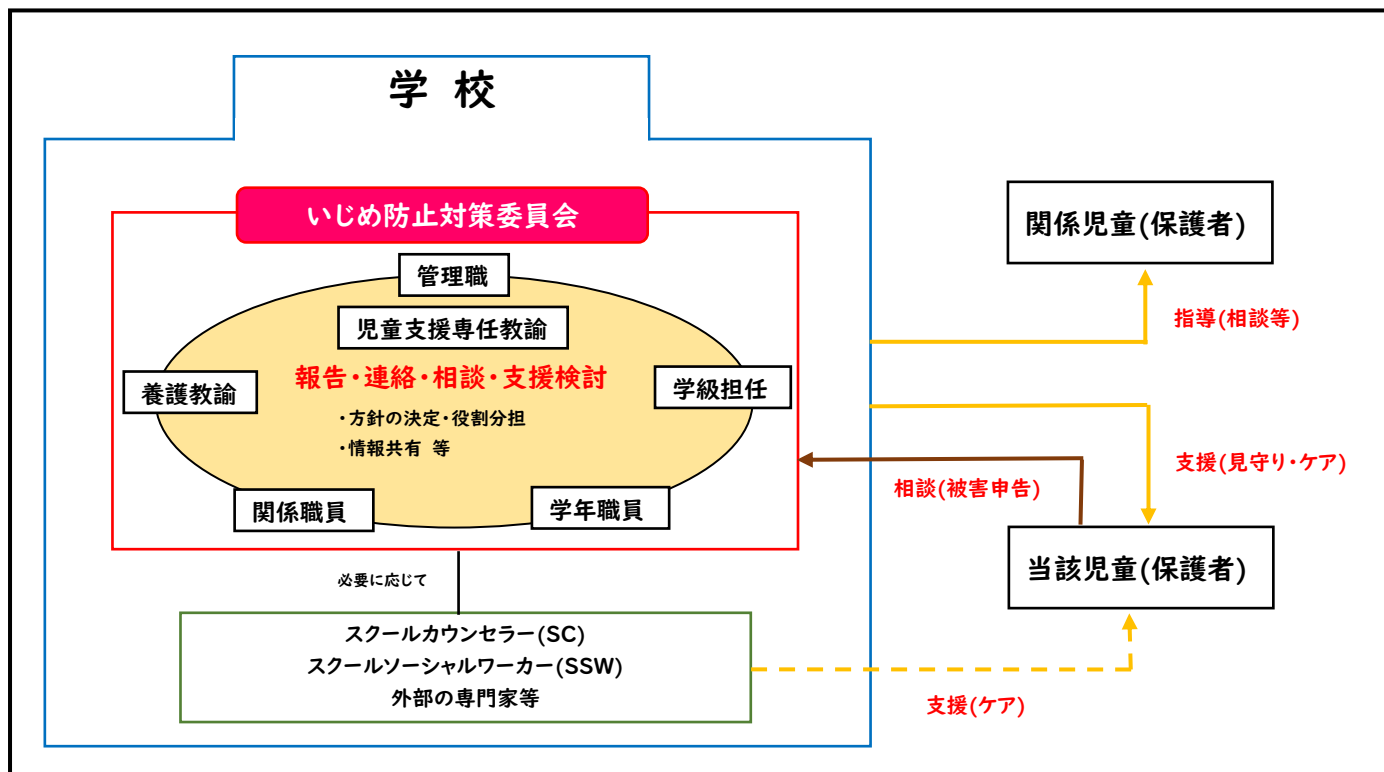
(3) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心とし、下記フロー図をもとに組織的な対応を行う。
- ・当該児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導支援を徹底して行う。

- ①当該児童からの聞き取りと心のケア
- ②正確な実態把握と関係児童への聞き取り及び指導
- ③当該児童の保護者への説明および意向の確認
- ④関係児童の保護者への説明および指導の依頼

- ・警察署等の関係機関、専門機関との連携を必要に応じて行い、いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報する。

◎いじめ発生時 対応フロー図



(4) いじめの解消

- ・いじめの解消の要件には少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）やんでいること
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員への研修

- ・道徳科や特別活動などの授業づくり、集団づくりについて職員が研修を深める。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての理解を深めるなど、いじめ問題の内容を伴った研修を行う。

(6) 学校運営協議会等の活用

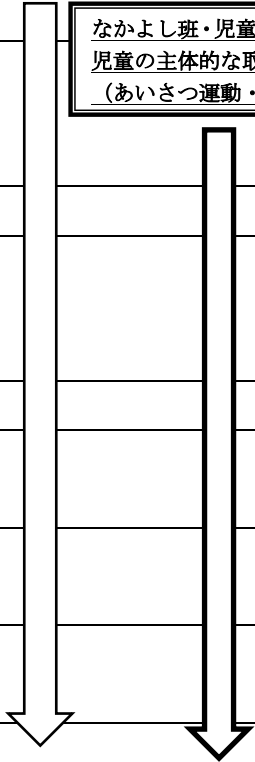
- ・学校運営協議会と連携し、学校基本方針等についての検証を行う。

(7) 年間計画

月	内 容
4	組織の役割の確認、児童情報の引継ぎ いじめについての職員研修 児童支援部（Y P年間計画作成）
5	児童理解研修（特別支援） Y P研修 アセスメントの実施① 児童いじめアンケート・面談
6	横浜プログラムの実施
7	横浜子ども会議（中学校ブロック）
8	児童理解研修（事例研修など） いのちの安全教育
9	横浜プログラムの実施
10	携帯教室（高学年） いじめ防止に向けた授業（SOSの出し方プログラム）
11	保護者向け携帯教室 Y P研修 アセスメントの実施②
12	いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談） 人権週間の取組
1	横浜プログラムの実施 常小子ども会議(たてわり班)
2	学校いじめ防止基本方針の見直し
3	年間の振り返り 新年度への引継ぎ
年間	学校いじめ防止対策委員会(月2回・随時) 一人一台端末を活用した子どもたちのSOSの早期察知

学級風土づくり
(横浜プログラムの取り組み等)

なかよし班・児童会活動等
児童の主体的な取り組み
(あいさつ運動・集会等)



4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査の進め方と結果の提供及び報告

- ・学校主体調査は概ね3か月以内の終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

(4) 児童生徒、保護者への報告

- ・いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

参考資料

- (1) 横浜市いじめ防止基本方針(令和7年5月改定)
- (2) 横浜市いじめ防止基本方針(概要版)
- (3) いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省 平成29年3月14日改定)
- (4) いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂版)